令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
昔は打ち水をして涼しい快適さを作っていましたが、エアコンを使用する家庭が増加しています。 少しでも涼しい環境づくりに、散水車は計画されていますか。 現時点では道路はこの次で、室内で命を守ることの対策を講じているだけですか。	地球温暖化などによって、極端に暑い日が増加し、屋内でも熱中症が多発したことで、エアコンの適切な使用がその対策として必要とされています。 御指摘の路面への散水については、国（環境省）が示す「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の中でも紹介され、朝や夕方の日差しが弱い時間帯に水を撒くことで、水を地面に長時間保たせることができ、涼しさを持続させることが可能であるため、有効な手法であると認識しています。 現時点では路面への散水の計画はありませんが、今後、国のガイドラインなどに掲げられている施策等を参考に、暑さ対策や熱中症予防対策について、調査・研究したいと考えていますので、御理解をお願いします。 なお、本市では、草津市議会と共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明し、本市の地球温暖化対策実行計画である「第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト」の各事業を進めることにより、脱炭素社会への転換を進めています。 本プロジェクトの重点アクションの1つの「日傘等推進事業（直射日光を避け体感温度を下げる効果のある日傘や帽子などの利用の呼びかけ）」を推進することで、熱中症予防や体感温度を下げる取り組みを進めますので、御理解と御協力をお願いします。 【環境経済部　温暖化対策室】
以前、手紙を提出しましたが、再度、質問します。 １）歩道沿いの草木の除草について 条例でも道路管理者は、清潔の保持に努めるよう、記載されています。なぜ、除草は１回だけですか。職員交互で作業はしないのですか。 ２）－１　市有地の管理について １）の内容と同じで、年２回の除草ではなく、雑草が繁茂した際に除草できないですか。	今回の御意見について、次のとおり回答しますので、御理解をお願いします。 1）　歩道沿いの草木の除草について 道路の歩道等に生えている草が歩行者等の通行に支障を及ぼす時期を見定め、計画的に除草しています。市道草津中央線については、路線一体の除草を年2回、低木剪定を年1回実施しています。 また、上記に加えて、市内パトロールを行う中で、通行に支障を及ぼすと判断した場合には、応急的な除草等も実施しています。 なお、市道草津中央線に限らず、市内一円の全路線を対象として維持管理を行う必要があることから、業務委託しています。 2)－1　市有地の管理について 御承知のとおり、年2回の除草作業を行っている他、市職員で不定期に確認作業を行っているため、現時点で現状の管理方法を変更する予定はありません。 当該土地の管理方法については、従前の管理方法で法令上特段の問題はないものと判断していますが、こ

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
２）－２　市有地（通路）の管理について 　雨水溝への放流は当然であり、受益に応じての維持管理といった回答は違う。 ３）－１　敷地へのごみの投げ込みについて 　ポイ捨て防止啓発活動の実施の方策を説明してください。 ３）－２　市有地の市道側の柵について 　柵は並列接続すべきではないか。また、駐車している車は許可願いが出ているのか。 ４）御提案について 　除草作業は業者任せだけでなく、市職員が率先して対応すべきでは。 ５）市有地の防火水槽について 　防火水槽の看板が見にくい。 　また、防火水槽が点検されていることを見たことがない。	れまでの御指摘も参考にしながら、当該土地の維持管理を継続します。 2)－2　市有地(通路)の管理について 　道路側溝や水路などの溝の日常の維持管理については、全国的に地域の方にお願いしていることが多く、市についても、地域の方に維持管理をお願いしています。 　全ての道路や水路などの溝の清掃を市で対応することは、困難であり、修繕が必要な場合など、地域の方で対応できない際には、市で対応しますので、御協力をお願いします。 3)－1　敷地へのごみの投げ込みについて 　市では、不法投棄等防止パトロールの強化を図るとともに、「ごみ問題を考える草津市民会議」と連携して、街頭啓発や広報誌の刊行など、地域の環境美化に関する取り組みを推進しています。今後も、個人のマナーやモラルの向上のため、継続してポイ捨て防止を呼び掛けるなど、啓発活動を実施します。 3)－2　市有地の市道側の柵について 　車の駐車や通り抜けの防止、および臨時の公的使用に供する場合を考慮し、可動式の柵を設置しているところであり、市有地の使用については、使用許可願いは提出されていません。 　不定期ですが市職員で確認作業を行っています。柵の固定や設置方法については、現時点で変更する予定はありません。 4）御提案について 　市有地の除草作業については、専門業者等への委託で対応しています。 5）市有地の防火水槽について 　防火水槽の看板については、修繕いました。 　また、防火水槽の点検については、毎年1回消防署職員が点検を行い、適切に維持管理しています。 【建設部　道路課/総合政策部　人権政策課/総合政策部　危機管理課/環境経済部　資源循環推進課/総合政策部　職員課】

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
① マイナンバーの紐付けは大丈夫か。 ② マイナバーの紐付け結果を、市民に通知しないのか。	マイナンバーの紐付けについては、御自身での確認方法があり、スマートフォン等の対応端末をお持ちでない場合でも、御家族の方等が対応端末をお持ちであれば、御自身のマイナンバーカードを使って確認することが可能です。 また、現在のところ、紐付け状況の通知については、一部の情報の紐付け状況に問題がある場合を除き、国からも通知される予定はなく、紐付け状況は市で保有している情報ではないため、市で紐付け状況を把握できず通知することができませんので、御理解をお願いします。 ① マイナンバーの紐付け状況について 草津市では、国からのマイナンバー情報連携関係実態調査の照会に対し、回答した時点では紐付け方法に誤りはなく、また、現時点でも市民から紐付け誤りの連絡はありません。 ② マイナンバーの紐付け結果の通知について マイナンバーの紐付けに誤りが複数発生していることも踏まえ、国のデジタル庁でマイナンバー情報総点検本部が設置されています。 また、マイナンバーに紐づく内容に応じて、以下の方法により御自身で確認いただくことができます。 【マイナポイント決済サービスの確認方法】 スマートフォン等で「マイナポイント」アプリ・サイトのトップ画面から「申込み状況を確認」を押されると、紐づけた決済サービスを確認できます。 【公金受取口座、健康保険証の紐付け状況】 スマートフォン等で「マイナポータル」アプリ・サイトのトップ画面「注目の情報」にある「公金受取口座の登録・変更」「最新の健康保険証情報の確認」から確認できます。 【その他、マイナンバーに紐づく情報の確認方法】 スマートフォン等で「マイナポータル」アプリ・サイトのトップ画面「わたしの情報」から確認できます。 【総合政策部　経営戦略課】

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
公園に鉄棒を設置してほしいです。 夏は暑いので、公園のどこかに屋根を設置してほしいです。 公園は広いのに、遊具が少ないです。	公園に屋根や鉄棒を設置するためには、地域の方に相談して考えていく必要があるので、考えを近くにお住まいの人達の代表（町内会長）の方にお伝えし、相談をしました。 まず、屋根の設置ですが、公園の中にすべり台、砂場、シーソー、動物の置物などの遊具やベンチがあったり、色々な木が植えられていますので、屋根を設置することで公園が狭くなり、広く遊べるスペースが減ってしまうことを心配されていました。 また、鉄棒の設置ですが、鉄棒を設置した方が良いのか、動物の置物を残す方が良いのかなど、公園はいろいろな人が利用しているので、近くにお住まいの人達にも相談するとのことでした。 皆さんが安全に楽しく遊んでもらえるように、遊具の状態などを確認しながら、設置について近くにお住まいの人達にも相談していきますが、草津市には３００か所以上の公園があり、多くのお声をいただいている中で、古いものや痛んでいる遊具を先に新しくしています。このため、公園の整備の検討にはお時間が必要になりますので、御理解をお願いします。 【建設部　公園緑地課】
ごみ袋の引換に行ったところ、１０パックまでしか交換できないと言われた。 市民に配布されている分なのに、交換に何度も行かなくてはいけないのはおかしい。	令和５年９月３０日までの有効期限でした、指定ごみ袋引換券については、焼却ごみ袋の引換の急増により、在庫がなくなる状況となり、引換をお待ちされる事態が発生したこと、深くお詫びします。 ９月末までに引換が困難な方への対応として、焼却ごみ袋を急遽追加発注し、在庫を確保しながら、令和５年１０月３１日までに引換期限を延長し、「草津市役所」、「ディオワールド草津店」、「アル・プラザ草津」、「市民交流プラザ」の４箇所で引換の対応をすることにしましたので、御理解をお願いします。 【環境経済部　資源循環推進課】
身元保証や死後の手続きなど、身寄りのない高齢者をサポートする事業がほしいです。	高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支え合いの体制づくりや健康づくりの推進、適切な介護サービスの提供等に取り組んでいます。 また、高齢者の皆様の困りごとや悩みごとは様々でありますことから、お住まいの地域の地域包括支援センターに御相談いただき、行政や地域、医療や福祉の関係機関等と連携しながら、安心して生活いただけるようサポートを行っています。

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
	身元保証等のサポートについては、本市では実施していませんが、将来の不安を取り除かれるよう、緊急事態が発生した場合に備えた緊急通報システムの貸出サービスや、財産管理等への不安に備えた成年後見制度の利用支援などに取り組んでいますので、身近な相談窓口として、いつでも地域包括支援センターの御利用をお願いします。 【健康福祉部　長寿いきがい課】
若い人が入居するということで、その個人情報を事前に、町内会の住人へ回覧した年配の方がいました。 特に個人情報については、注意いただくよう周知してください。	町内会の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法による慎重な取り扱いが必要になることから、事前に本人の了承を得ず回覧することは問題があると考えています。 市としては、個人情報の取り扱いの注意について、市ホームページに掲載するほか、毎年５月に開催しています町内会長全体説明会において関係資料を配布するなど、様々な機会を捉えて啓発しています。 このたびの御意見を踏まえ、これまでの全体的な啓発に加えて、町内会が抱える課題などの相談を受ける「町内会長戸別訪問」の場でも啓発を行うなど、さらなる啓発に努めますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部　まちづくり協働課】
介護保険の住宅改修費について、包括センター経由で、介護保険課に申請内容の相談をしました。 介護保険課の対応姿勢は高圧的で相談しにくさを感じました。 必要かつ困窮しているから申請しているので、否認ありきではなく、容認できるように制度を構築してほしいです。	介護保険制度を利用した住宅改修の相談時に、御不快、御不便な思いをさせてしまい、申し訳ありませんでした。 介護保険は全国的な公的制度であり、厚生労働省の通知により支給対象は明確に決まっているため、御本人の身体や生活の状況をお伺いした上で、制度の適応の可否だけでなく、どのような方法で御相談内容を解決できるのかを検討し、お伝えしています。 今後については、より御相談しやすい丁寧な対応に努めるよう、十分に注意しますので、御理解をお願いします。 御相談の住宅改修については、「便器を和式から洋式に変更された場合は、手すりの取付けや洋式便器への取替えの費用」は支給対象になりますので、改めて地域包括支援センターに御相談をお願いします。 お風呂場の扉については、「開き戸から引き戸等への変更」は支給対象になりますが、改修前に既に引き戸の場合は支給対象とならず、御不便をおかけしますが御理解をお願いします。

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
	なお、介護保険制度を利用した住宅改修の際には、同一の住宅で２０万円が支給限度基準額となり、その内、１割は御負担（２０万円の改修の場合：支給１８万円、自己負担２万円）が必要になりますので、併せまして御理解をお願いします。 【健康福祉部　介護保険課】
草津市すくすく応援事業（令和５年４月１日以降生まれの１歳未満の１人あたり、３万円の商品券の支給）について、再検討をお願いします。 草津市のこの年齢の区切りの意味は何ですか。 なぜ、現在１歳未満と出来ないのですか。同じ０歳児でももらえる０歳児ともらえない０歳児がいます。 予算が足りないのなら、３万円を減らし、全体がもられるように出来ないのですか。 生まれている０歳児全員に支給してください。	「草津市すくすく応援事業」は次世代を担う子どもの健やかな成長を応援し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境を整えることを目的として実施するものです。 新規施策の開始に際しては、国の施策と同じように対象範囲を定める必要があり、この事業については令和５年度予算で実施する少子化対策事業でありますことから、令和５年４月１日以降に出生された乳児を対象としています。 御希望に沿うことができず、申し訳ありませんが、今後についても、市民の皆様が安心して子育てができるまちを目指して取り組みますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　子育て相談センター】
現在、小規模保育園に入園しており、来年度３歳児になります。 夫が病気になり、私の出勤・迎えに間に合う園を探したところ、２園しかなく、募集人数も少ないため、他の園も考慮してくださいとのことでしたが、実質、１人親状態です。 入所選考基準表の「その他、市長が特に認める場合」に認めてもらえませんか。	御家庭の状況について、御心労お察しします。 保育所等入所（利用）選考基準表の「その他、市長が特に認める場合」の適用の可否については、当該項目は、災害や紛争からの避難等の適用を想定しているため、誠に申し訳ありませんが、今回のケースは「その他、市長が特に認める場合」に該当しませんので、御理解をお願いします。 なお、保育所等の入所については、保育の必要性を点数化し点数の高い方から入所決定する仕組みですが、過日、窓口で御案内しましたとおり、小規模保育施設の卒園児については、優先的な入所調整を行い、可能な限り継続した保育に努めています。 引き続き、お子様の保育所等の入所に関する御相談については、幼児課で御説明、御案内をします。また、生活面での御不安に関しては、人とくらしのサポートセンターが窓口となりますので、御

令和５年１０月 回答分

手紙の概要	回　答
	相談をお願いします。 【子ども未来部　幼児課】
ワクチンの不適切な温度管理による接種で抗体値が低かった場合に１か月後に追加接種を案内されていると聞きました。 温度管理の問題というよりも、このワクチンの安全性そのものが問題のように思います。 まだ治験中のものであり、もし何か異常なことが起こった場合の保証も約束されていません。そのようなワクチンを体内に間をおかずして市の方では責任をもって大丈夫だと言い切れますか。 しっかりと精査したうえで、市民に発信をお願いします。	適切な温度管理ができなかった新型コロナワクチンの不適切接種について、市民の皆様に御不安と御迷惑をおかけし、深くお詫びします。 対象者の方には既に案内を送付しましたが､新型コロナワクチンによる抗体値がピークを迎える、接種から１か月後を目途に抗体検査を実施できるよう、現在調整を行っています。 抗体検査の結果、抗体値の上昇が不十分であった方については、接種間隔や安全性について国等から得られた情報をお知らせし、その上で、希望する方に追加接種を実施します。 また、新型コロナワクチンの有効性や安全性については、臨床試験（治験）で厳格な評価が行われた後、国において薬事承認がなされるとともに、効果の持続性等を確認するために、臨床試験の一部が継続されています。 今後についても、国等の公的機関から発表された科学的根拠に基づいた情報発信に努めますので、御理解をお願いします。 【健康福祉部　健康増進課】